

生駒市訓令甲第2号

生駒市マイクロフィルム文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市マイクロフィルム文書取扱規程の一部を改正する訓令

生駒市マイクロフィルム文書取扱規程（平成7年3月生駒市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。